

制中改正の件は昭和十六年十一月五日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正の件

(昭和十六年十一月四日勅令第九百四十五號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十條中「專任十八人」ヲ「專任十九人」ニ改ム

第十一條中「事務官專任二十二」人」ヲ「事務官專任二十五人」ニ、「理事官專任八人」ヲ「理事官專任九人」ニ改ム

第十二條中「技師專任二十七人」ヲ「技師專任三十二人」ニ改ム

第十三條中「體育官專任四人」ヲ「體育官專任六人」ニ改ム

第十四條中「專任百四人」ヲ「專任百十七人」ニ改ム

第十五條中「技手專任十六人」ヲ「技手專任二十一人」ニ改ム

第十六條中「體育官補專任五人」ヲ「體育官補專任七人」ニ改ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十三年一月十一日勅令第七號厚生省官制抄録

第十條 厚生書記官ハ專任十八人ヲ以テ定員トス

第十四條 厚生屬ハ專任百四人ヲ以テ定員トス

厚生省官制中改正の件公布

厚生省官制中改正の件、並に厚生部内臨時職員設置

厚生省人口局に於ける練武課の新設

厚生省人口局に於いては今般新らたに練武課の一課を新設することとなつたが、之に伴ふ分課規程中改正は昭和十六年十一月十八日付官報を以て告示、同月十七日より施行を見るに到つた。

厚生省分課規程中改正 (昭和十六年十一月十七日より施行)

人口局ノ部體練課ノ項中「一體力錬成ニ關スル事項」ヲ削リ「其ノ他體育訓練ニ關スル事項」ヲ「一他課ノ主管ニ屬セザル體育訓練ニ關スル事項」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

練武課

一 武道ノ調査研究及普及獎勵ニ關スル事項

一 武道指導者ノ教養ニ關スル事項

一 武道團體ニ關スル事項

一體力錬成ニ關スル事項

一 其ノ他武道ニ關スル事項

厚生省官制中改正の件公布

厚生省人口局に於ける練武課の新設

厚生省分課規程中改正 (昭和十六年十一月十七日より施行)

人口局ノ部體練課ノ項中「一體力錬成ニ關スル事項」ヲ削リ「其ノ他體育訓練ニ關スル事項」ヲ「一他課ノ主管ニ屬セザル體育訓練ニ關スル事項」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條第一號中「屬技手」專任五人」ヲ「屬技手」專任四人」ニ改ム

同條第二號中「事務官專任一人」ノ次ニ「理事官專任一人」ヲ加ヘ「技師專任三人」ヲ「技師專任四人」ニ改ム

第三條第二號中「醫藥品ノ價格統制及供給確保ニ關スル事務」ヲ「醫藥品及衛生資材ノ供給確保並ニ醫藥品ノ價格統制」ニ、「事務官專任一人」ヲ「事務官專任二人」ニ、「技師專任七人」ヲ「技師專任十人」ニ、「屬專任七人」ヲ「屬專任十二人」ニ、「技手專任十人」ヲ「技手專任十四人」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 器粟栽培ノ指導獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者

技手 專任二人

第四條第一號中「技手專任一人」ヲ「技手專任二人」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 國民榮養改善ニ關スル事務ニ従事スル者

屬技手 專任二人

第五條第一號中「技師專任三人」ヲ「技師專任二人」ニ改ム

同條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二 賃金統制ニ關スル事務ニ従事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任二人

技師 專任四人

屬技手 專任十八人

同條第四號ヲ第三號トシ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 工場事業場ニ於ケル作業能率ニ關スル事務ニ従事スル者

事スル者

技師 專任二人  
助手 專任一人

第五條ノ二 厚生省ニ専門委員ヲ置キ勞務管理ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム  
専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、「助手專任五人」ヲ「助手專任三人」ニ改ム

第七條第一號中「屬 技手」專任五人「屬 技手」專任四人ニ改ム  
同條第二號中「技師專任一人」ヲ「技師 專任六人」ニ改ム  
同條第三號中「屬 技手」專任七人「屬 技手」專任六人ニ改ム

同條第四號中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、「屬 技手」專任十人「屬 技手」專任八人ニ改ム  
同條第五號中「屬專任四人」ヲ「屬專任三人」ニ改ム  
同條第六號中「事務官專任六人」ヲ「事務官專任五人」ニ、「屬 技手」專任三十人「屬 技手」專任二十六人ニ改ム

同條ニ左ノ二號ヲ加フ  
八 從業者移動防止令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

九 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
理事官 專任一人  
技師 專任一人

屬 專任九人  
技手 專任一人

第七條ノ二 勞働者年金保險法施行ニ關スル事務ニ従事セシムル爲保險院ニ左ノ職員ヲ置ク  
屬 專任三十五人

第八條中「藥用植物栽培ノ試驗及指導」ノ下ニ「藥用植物ノ種苗配給、漢藥ノ研究」ヲ加ヘ「技師專任十三人」ヲ「技師專任十五人」ニ、「助手專任十九人」ヲ「助手專任二十四人」ニ改ム  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕  
昭和十三年一月十日 勅令第八號厚生部内臨時職員設置制抄錄

第二條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ人口局ニ屬セシム  
一 國立公園ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
二 國民體力法施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
第三條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生局ニ屬セシム  
二 醫藥品ノ價格統制及供給確保ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム  
一 地方改善ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局ニ屬セシム  
一 工場ノ災害豫防調査並ニ工場及鑛業ノ衛生調査ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

二 賃金統制令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
書記官 專任一人  
事務官 專任一人

技師 專任二人  
屬 技手 專任十人  
三 賃金臨時措置令施行ニ關スル事務(船員ニ關スルモノヲ除ク)ニ従事スル者  
事務官 專任一人  
技師 專任二人  
屬 技手 專任六人

第六條 工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事務ニ従事セシムル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局及職業局ニ分屬セシム  
(左記略ス)

第七條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ職業局ニ屬セシム  
一 失業應急施設ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
二 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
三 學校卒業者使用制限令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

四 國民職業能力申告令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)  
五 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

六 勞務動員實施計畫施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)